

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(六三・総務課)
 秋田県財務規則の一部を改正する規則(六四・財政課)
 秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則(六五・県民文化政策課)

規則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十三号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条県民文化政策課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 ゆとり生活創造センターに関すること。
 附則

この規則は、平成十四年十一月二十三日から施行する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

秋田県規則第六十四号

秋田県知事 寺田典城

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。
 第七十二条第一項第一号に次のように加える。

(五) ゆとり生活創造センター使用料

附則

この規則は、平成十四年十一月二十三日から施行する。

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則をここに公布する。
 平成十四年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十五号

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県ゆとり生活創造センター条例(平成十四年秋田県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 秋田県ゆとり生活創造センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前九時三十分から午後九時三十分までとする。ただし、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を含む。)は、午前九時三十分から午後六時までとする。

2 センターの管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項に定める使用時間を変更することができる。

(休館日等)

第三条 センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 管理受託者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館日を設け、又は前項に定める休館日を変更することができる。

3 管理受託者は、特に必要があると認めるときは、休館日であってもセンターを使用させることができる。

(使用の許可)

第四条 条例第二条の規定により許可を受けようとする者は、ゆとり生活創造センター施設等使用許可申請書(様式第一号)を管理受託者を經由して知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - 二 センターの管理上支障があると認められるとき。
(使用の許可の取消し等)
- 第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。
- 一 不正な行為により、使用の許可を受けたとき。
 - 二 使用の目的を変更したとき。
 - 三 知事の指示に従わなかったとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障が生じたとき。
(使用料の減免)
- 第六条 条例第四条の規定による使用料の減免は、次の表の上欄に掲げる使用者が、その区分に応じ、同表の中欄に掲げる理由により使用する場合に行つものとし、その額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

番号	使用 者	使 用 理 由	減免する額
一	学校その他知事が必要と認めるもの及びこれらの連合体	児童、生徒又は学生による社会貢献活動又は学習活動(課外活動を除く。)を行うために使用するとき。	全額
二	その他知事が必要と認めるもの	心身に障害のある者の社会参加を促進する活動又は県の施策の推進に密接に関連する社会貢献活動若しくは余暇・文化活動を行うために使用するとき。	二分の一の額

備考

- 一 この表において、「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。
- 二 この表において、「心身に障害のある者」とは、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者のほか、これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。

2 前項の表第二号の上欄に掲げるものが同表の中欄に掲げる理由により使用する場

合において、知事が特に必要と認めるときは、同項の規定にかかわらず、使用料を免除する。

3 条例第四条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、ゆとり生活創造センター施設等使用料減免申請書(様式第二号)を、管理受託者を経由して知事に提出しなければならない。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、管理受託者が知事の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成十四年十一月二十三日から施行する。

様式第1号 ゆとり生活創造センター施設等使用許可申請書(第4条関係)

(A4判)

ゆとり生活創造センター施設等使用許可申請書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

次のとおり秋田県ゆとり生活創造センターの施設等を使用したいので、申請します。

使 用 施 設	研修室 1 研修室 2 研修室 3 会議室 花工房 木工房 布工房 食工房 応接間 大広間
使 用 設 備	ロッカー付き机 ロッカー
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使 用 人 員	人
使 用 目 的	
	営業その他これに類する目的の有無 有 ・ 無
使 用 料	円

(注) 印欄には、記入しないでください。

様式第2号 ゆとり生活創造センター施設等使用料減免申請書(第6条関係)

(A4判)

ゆとり生活創造センター施設等使用料減免申請書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

秋田県ゆとり生活創造センター条例第6条の規定により使用料の減免を受けたいので、申請します。

納入すべき額		円
減免を受けようとする額		円
使用施設 (設備)		
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
使用人員		人
使用目的		
減免を受けようとする理由		

購読料金

一月三千五百円

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田県株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(082)8766863 FAX(082)8766863
 E-mail:matsubarasatsusatsu.co.jp